

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月23日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第3号

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の特別調整額に関する規則（昭和35年岩手県人事委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

改正前							改正後						
別表第1（第2条関係）							別表第1（第2条関係）						
組 織	区 分						組 織	区 分					
	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	6 種		1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	6 種
[略]							[略]						
警 察	本 部 等	[略]				[略]	警 察	本 部 等	[略]				[略]
						給与調 査官							給与調 査官 <u>災害復 興推進 室長</u> 広報官 [略]
警 察 署		署長（ 盛岡東 、盛岡 西及び 花巻に 限る。 ）	署長（ 岩手、 <u>紫波</u> 、 北上、 水沢、 一関、 大船渡 、釜石 、宮古 、久慈 及び二 戸に限 る。）	[略]			警 察 署		署長（ 盛岡東 、盛岡 西、 <u>紫 波</u> 及び 花巻に 限る。 ）	署長（ 岩手、 北上、 水沢、 一関、 大船渡 、釜石 、宮古 、久慈 及び二 戸に限 る。）	[略]		
	[略]							[略]					
[略]							[略]						

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成24年3月29日から施行する。